

青森県報

第三千八百四十七号

平成二十六年
五月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	同	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	同	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	高齢福祉課	二
職業訓練指導員試験の施行	労働・能力開発課	二
建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格の一部改正	監理課	三
公 告		
県営土地改良事業計画の決定	農村整備課	三
右 同	同	四
右 同	同	四
右 同	同	四

告 示

青森県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	年月日
つがる西北五広域連合 つがる市民診療所	つがる市木造千年四	平成 二六・三・一
会営八戸薬局	八戸市馬場町一三	"
サカ工業局24	五所川原市字川端町三一	"
中央薬品(株)中央調剤薬局つがる総合病院前支店	五所川原市字川端町一一の四	"
売市薬局	八戸市売市四丁目七の一五	二六・四・一
えびな調剤薬局本店	五所川原市字川端町一一の五	"
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	"
フアーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	"

青森県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	年月日
つがる西北五広域連合 つがる成人病センター	つがる市木造末広四三の三	平成 二六・三・六

一般社団法人青森県薬剤師会
会営八戸第一調剤薬局

八戸市馬場町二三

〃

青森県告示第四百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	年指 月日定
つがる西北五広域連合 つがる市民診療所	つがる市木造千年四	平成 二六・三・一
会営八戸薬局	八戸市馬場町二三	〃
サカ工業局24	五所川原市字川端町三三	〃
中央薬品（株）中央調剤薬局 つがる総合病院前支店	五所川原市字川端町一一の四	〃
売市薬局	八戸市売市四丁目七の二五	二六・四・一
えびな調剤薬局本店	五所川原市字川端町一一の五	〃
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	〃
ファーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	〃

青森県告示第四百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	年廃 月日止
一般社団法人青森県薬剤師会 会営八戸第一調剤薬局	八戸市馬場町二三	平成 二六・二・二六

青森県告示第四百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者		年指 月日定
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	
株式会社NE	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	あつき居宅介護 支援事業所 五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	平成 二六・五・一

青森県告示第四百三十三号

平成二十六年年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示

す。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

実技試験	区 分	試験職種	期 日
	電気工 事科	電気工 事科	平成二十六年八月九日(土) 午後一時
学科試験	関連学科 (系基礎学科及び専 攻学科)	電気工 事科	平成二十六年八月十日(日) 午前十時三十分
	指導方法	配建 管築 科科	
全職 種			

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一

県立青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成二十六年六月九日(月) から同年七月十日(木) まで。ただし、郵送による

場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各

県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話)〇一七 七三四 九四一五

青森県告示第四百三十四号

平成二十六年四月一日青森県告示第二百七十七号(建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格)の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

八の次に九として次のように加える。

九 競争入札参加資格に関する文書の入手の方法

競争入札参加資格に関する文書は、青森県建設業ポータルサイト (<http://pub.pref.aomori.lg.jp/koujin/>) において入手することができる。なお、青森県建設業ポータルサイトにおいて当該文書を入手することができない場合の問合せ先は、次のとおりとする。

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部監理課建設業振興グループ

電話)〇一七 七三四 九六四〇

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、外の沢地区の県営土地改良事業(通作条件整備事業(一般(山村)(一)計画を定めた)で、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月二十三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、平川第一地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月二十三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所、平川市役所、大鰐町役場及び田舎館村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、早瀬野地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月二十三日まで

三 縦覧の場所

大鰐町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下

小国たかのこ地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月二十三日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	